

藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）

平成24年3月

藤井寺市

はじめに

本市においては、「障害者の自己決定と自己選択の尊重」、「市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備」の3つを基本理念として、藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）を平成21年3月に策定いたしました。

また、障害者自立支援法が平成22年12月に改正され、本年4月より制度が一部変わります。発達障害を含めた障害児支援、障害者の相談支援事業の強化、事業所や障害者団体で構成される障害者地域自立支援協議会の設置が、主な改正点となっております。

この計画では、3年前に策定した藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）の平成23年度までの実績に基づいて、より実態に即した平成24年度から26年度までの3年間のサービス利用量の見込値を算出しております。

今後、この計画の確実な推進を図るため、国や大阪府をはじめとする関係機関や、市民、各種団体などの地域社会、障害者地域自立支援協議会と連携しながら、障害のある方を含むすべての市民の皆様が個人として尊重され、ともに支えあい、ともに生きる社会を目指し、障害者の自立と社会参加を支援する社会を実現すべく障害福祉サービスなどの充実に努め、計画を具体化するための諸施策を進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言を頂きました藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会の委員の皆様をはじめとする各障害者団体、関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

藤井寺市長 國下 和男

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 改正障害者自立支援法の概要	6
5 計画において定めるべき事項	8
第2章 藤井寺市の障害のある人を取り巻く現状	9
1 障害者手帳所持者数の推移	9
2 ヒアリング結果等からみるニーズ	12
3 第2期計画の進捗状況	15
第3章 第3期計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	28
3 平成26年度までにめざす姿	29
第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策	35
1 障害福祉サービスの見込量と確保策	35
2 相談支援の見込量と確保策	44
3 地域生活支援事業の見込量と確保策	46
第5章 地域における生活支援の充実	50
1 障害や障害のある人に対する理解の促進	50
2 情報提供の充実	50
3 相談体制の充実	50
4 人権の尊重と権利擁護体制の充実	52
5 就労支援対策の充実	52
第6章 計画の推進	54
1 地域との連携強化	54
2 府・周辺自治体との連携	54
3 庁内連携の充実	54
4 計画の点検・評価	54
資料編	55
1 計画の策定経過	55
2 用語の説明	59

(本編中の用語は※を左上に付け、同一ページに複数ある場合は初出のみに付けています。)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 障害者施策の動向

① 障害者自立支援法の施行

平成17年10月31日に「障害者自立支援法」が成立し、障害者施策は大きな転換期を迎えました。この法律の施行により、精神障害のある人を含めた三障害に対する福祉サービスの一元化やサービス体系の再編など、障害のある人に関する制度が大幅に見直されました。

しかし、「障害者自立支援法」については、いくつかの問題点が指摘されました。その中には、①1割を原則とする利用者負担、②報酬単価の引き下げと日払い方式、③②による事業者の減収や人材確保の困難、④施設等の新体系移行への遅れ、⑤重度の障害のある人に対する福祉作業所的な日中活動の場の確保、などがあげられました。

国では、平成19・20年度の特別対策として、①利用者負担の見直し、②事業者に対する激変緩和措置や経営基盤の強化、③新法移行等のための緊急的な経過措置、を実施しました。これと合わせて、平成20年度に障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置が実施されました。なお、「特別対策」による利用者負担対策は、平成21年度以降も実質的に継続されています。

② 障害者制度改革について

国においては、こうした制度上の課題を解決するため、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われています。

「障がい者制度改革推進会議」では、平成22年6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」、同年12月17日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が提出されました。

平成22年6月29日には、第一次意見を踏まえて、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しています。

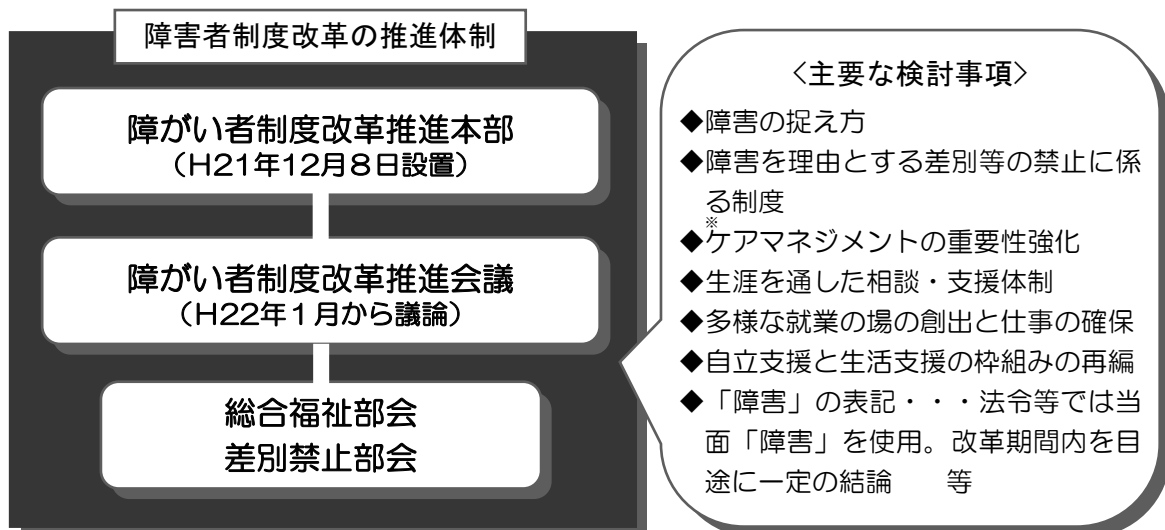
障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（抜粋）

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現と^{*}インクルーシブな社会の構築
- (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
⇒23年に法案提出をめざす
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
⇒25年に法案提出をめざす
人権救済制度に関する法案の検討
- (3) ^{*}「障害者総合福祉法(仮称)」の制定
⇒24年法案提出、25年8月までの施行をめざす



③ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の公布・施行

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害のある人及び障害のある児童の地域生活を支援するための関係法律の整備について定めた法律が、平成22年12月10日公布されました。この法律の施行は平成24年4月1日（一部は公布の日、平成24年4月1日までの間において政令で定める日等）となっています。この法律の内容は、障害者自立支援法の一部改正関係として、①利用者負担の見直し、②障害者に関する定義規定の見直し（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者^{*}を含むことの明確化）、③相談支援の充実、④地域における自立した生活のための支援の充実（同行援護の創設等）、⑤その他（成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げする等）があります。

また、児童福祉法の一部改正関係では、①障害児施設の見直し、②障害児の通所による支援の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設等）、③障害児の入所による支援の見直し、④障害児相談支援事業の創設があります。

④ 障害者基本法の改正（「障害者基本法の一部を改正する法律」）について

障害者基本法の改正に関しては、「障害者基本法の一部を改正する法律案」が平成23年4月22日に国会に提出され、6月16日衆議院で可決、7月29日に参議院で可決・成立し、8月5日に公布・施行（一部を除く）されました。

障害者基本法の改正／障害者の定義の見直し（抜粋）

旧法

「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

新法

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

障害者基本法の改正／基本原則及び施策の基本方針（概要）

基本原則

- ①地域社会における共生や、②言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等新たに掲げる。
- 差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、現に必要としている障害者が存し、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨を規定。

施策の基本方針

- ①性別・生活の実態に応じた施策の策定・実施や、②障害者その他の関係者の意見の尊重を規定。

⑤ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立

平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。施行は平成24年10月1日となっています。この法律では「障害者虐待」を次のように規定しています。

第二条

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

⑥ 「[※]障害者総合福祉法（仮称）」の検討

国においては、制度上の課題を解決するため、障害者自立支援法に代わり、制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする新たな「障害者総合福祉法（仮称）」が検討されています。平成23年1月25日には作業チームより検討結果の報告が行われ、2月からの第2期の議論を踏まえ、同年6月23日には作業チームより検討結果の報告が行われました。7月26日の第16回総合福祉部会において「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」が提案され、8月9日の第17回総合福祉部会においてその修正版が協議され、8月30日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会から「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が出されました。

(2) 藤井寺市の取り組みと計画策定の目的

本市では、平成19年3月に障害のある人の総合的な計画である「藤井寺市障害者計画」を策定しましたが、この中に障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を盛り込みました。この「障害福祉計画」は平成20年度までを第1期として定め、平成21年3月には平成23年度までを計画期間とする「藤井寺市障害福祉計画（第2期計画）」を策定し、障害のある人が安心して地域で日常生活や社会参加ができるよう、障害福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に努めてきました。

しかし、現行計画が平成23年度をもって計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況や国の制度改革の方向を踏まえつつ、平成26年度目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があります。そのため、「藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）」を策定し、障害福祉の充実に向けて平成26年度の目標を定めるとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の各事業量の設定など、障害のある人の生活を支えるための具体的な取り組みを明らかにするものです。

なお、平成23年度までを計画期間とした「藤井寺市障害者計画」は、前述したように国の制度改革の大きな動きがあることから、障害福祉計画（第3期計画）の見直し時にあわせて改定することとし、それまでの間、延長することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定したものであり、今後、本市が進めていく障害福祉サービスにかかわる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めたものです。

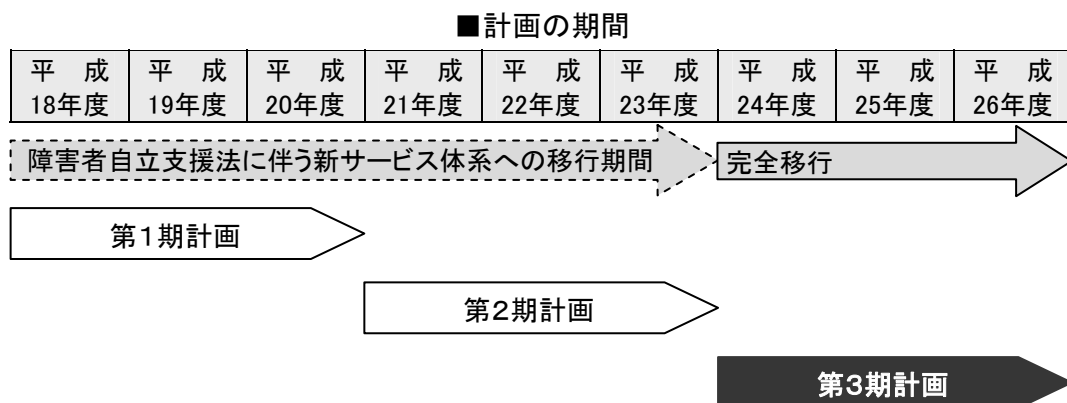
また、障害のある人の支援については、さまざまな分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、本市における障害者施策の総合的な方向性を明らかにした「藤井寺市障害者計画」をはじめ「第2期藤井寺市地域福祉計画」など関連計画との調和が保たれたものとしします。

3 計画の期間

障害者自立支援法では、「施設から地域へ」あるいは「働く意欲のある人への就労支援」などの課題に対応するため、障害者施設やサービス提供事業について新体系への移行を平成23年度末と期限を切りました。

この計画は、平成24年度からの新体系への完全移行を踏まえ、平成26年度末までに地域がめざす姿を施設や精神科病院からの地域移行者数、就労者数などとして数値目標として設定するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの各サービスについて平成26年度を目標としています。

したがって、この計画は、目標値の実現をめざして、第3期にあたる平成24年度から平成26年度までの3年間を期間とする計画です。



4 改正障害者自立支援法の概要

2ページに記載している「改正障害者自立支援法（障害者自立支援法等の一部を改正する法律の略）」について、次に概要を示します。なお、この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害のある人の地域生活支援のための法改正です。

① 利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行）

- 利用者負担について、所得に応じた負担を原則にすることを法律上も明確化。
- 高額障害福祉サービス費について、補装具と合算することで利用者の負担を軽減。

② 障害者の範囲の見直し（公布日の平成22年12月10日施行）

- 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、[※]発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。
- あわせて、[※]高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確化。

③ 相談支援の充実（平成24年4月1日施行）

- 相談支援体制の強化
 - ⇒地域における相談支援体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置。
 - ⇒自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上根拠を規定。
 - ⇒地域移行や地域定着についての相談支援の充実（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）。
- 支給決定プロセスの見直し等
 - ⇒支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
 - ⇒サービス等利用計画作成の対象者を全利用者に拡大。

④ 地域における自立した生活のための支援の充実（平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行）

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設
 - ⇒グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設（居住に要する費用の助成）。
- 重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化
 - ⇒重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とし、「同行援護」サービスを創設。

⑤ 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

● 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

⇒重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等で分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化。

⇒在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村となっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする。（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）

● 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

⇒学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。（20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。）

⇒保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

● 在園期間の延長措置の見直し

⇒18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直し。（その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。）

⑥ その他

● 成年後見制度利用支援事業の必須事業化（平成24年4月1日施行）

⇒法律上、市町村における成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業とする。

● 児童デイサービスに係る利用年齢の特例（公布日施行）

⇒児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

● 事業者の業務管理体制の整備等（平成24年4月1日施行）

⇒事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

● 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等（平成24年4月1日施行）

⇒都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置づけ等。

⇒精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

● 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討（公布日施行）

⇒政府は、障害保健福祉施策を見直すにあたって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 計画において定めるべき事項

この計画は、国の示す基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）（平成18年厚生労働省告示第395号）の一部改正に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する平成26年度の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの障害福祉計画（第3期）における障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、提供体制の確保に関する方策等を定めるものです。

■ 計画において定めるべきとされている事項

- 基本理念。
- 平成26年度の数値目標の設定・・・福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労^{*}への移行等。
- 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援（地域移行支援及び地域相談支援）または計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと実施に関する考え方。
- 地域生活支援事業の実施に関する事項。
- 計画の達成状況の点検及び評価。
- 障害者等に対する虐待の防止に関しては、「市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、市町村障害者虐待対応協力者と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。」としています。

- ★地域移行支援：施設入所者や退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行に際し、対象者への訪問相談、当事者や家族等への情報提供、事業所の体験利用、自宅外泊、住居の確保などのさまざまな支援。
- ★地域定着支援：ひとり暮らしや同居している家族による支援を受けられない障害のある人の地域生活への定着を進めるため、さまざまな相談等支援。
- ★計画相談支援：すべての障害福祉サービス利用者及び地域相談支援の利用者を対象に、障害のある一人ひとりの状態等に対応したサービス利用計画の作成等支援。

第2章 藤井寺市の障害のある人を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者数の推移

① 障害種別障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、手帳所持者の総数では、平成14年度から平成18年度までは増加を続けていたのが、平成19年度に一旦減少しました。平成20年度以降は再び増加しており、平成22年度末では3,270人となっています。平成14年度に比べて685人増加していて、年間あたりおよそ86人の増加となっています。

手帳の種別では、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加を続け、平成22年度末ではそれぞれ437人、302人となっています。最も手帳所持者の多い身体障害者手帳所持者数は平成19年度に201人減少しましたが、平成20年度以降は再び増加傾向にあり、平成22年度末には2,531人となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

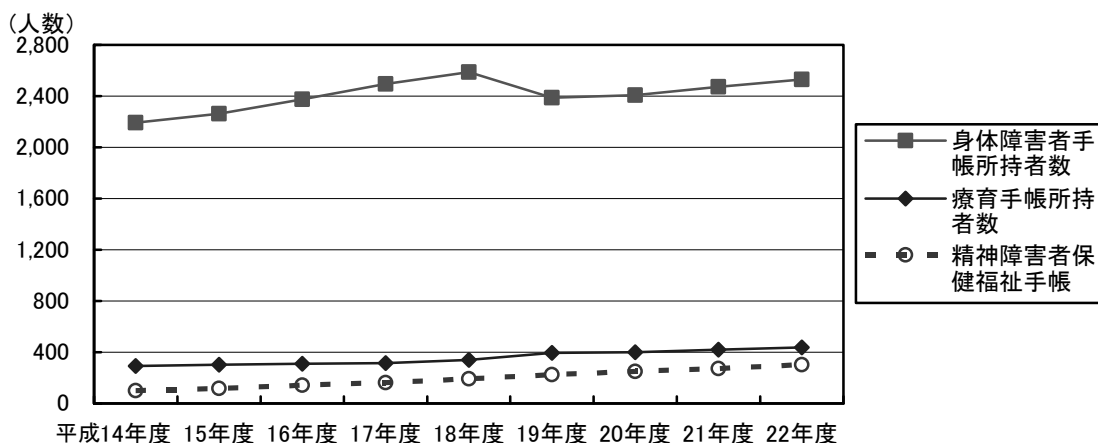
単位：人

年度	項目 総数	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳
平成14年度	2,585	2,192	293	100
平成15年度	2,681	2,262	302	117
平成16年度	2,825	2,374	309	142
平成17年度	2,974	2,496	315	163
平成18年度	3,120	2,588	340	192
平成19年度	3,007	2,387	395	225
平成20年度	3,059	2,407	401	251
平成21年度	3,166	2,473	420	273
平成22年度	3,270	2,531	437	302

資料：福祉課調べ。各年度3月末時点

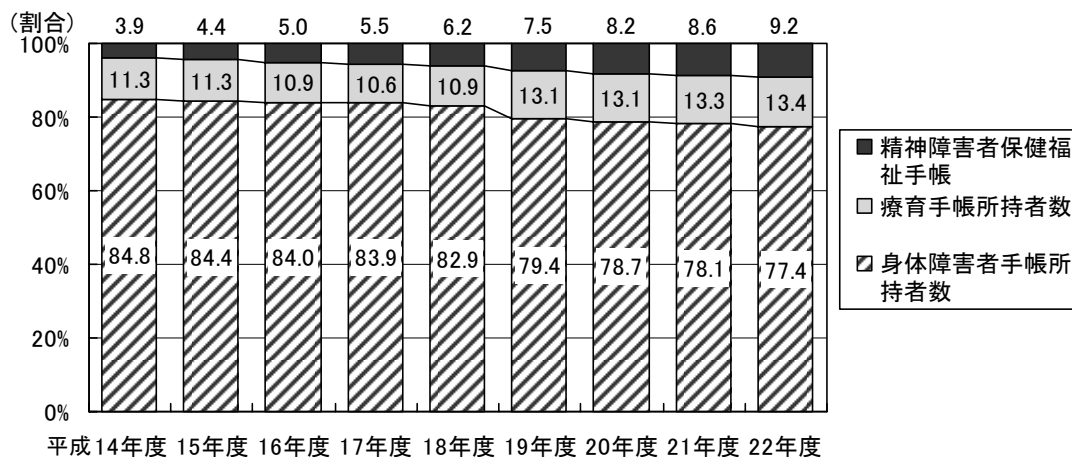
注) 2つ以上の異なる障害者手帳所持者は重複して算定

■ 障害種別手帳所持者数の推移



障害種別の割合は、身体障害者手帳所持者では年々減少し、平成14年度の84.8%が平成22年度末には77.4%となっています。一方、療育手帳所持者は平成17年度に一旦減少しましたが、その後は増加傾向にあり、平成22年度末には13.4%となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加し、平成22年度末では9.2%となっています。

■ 障害種別の割合の推移



注) 四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の平成23年3月末現在の障害種別では、肢体不自由が56.9%で最も多く、次に心臓・腎臓などの内部障害が28.8%で続きます。

また、障害の程度別では、1級が最も多く、2級を合わせた重度の割合が45.2%となっています。

年齢別では、65歳以上の高齢者が69%を占めています。平成22年度から、高齢に起因する難聴、肢体不自由においても、手帳の取得が解禁されたことも一因と考えられますが、身体障害のある人の高齢化が進んでいます。

■ 身体障害者手帳所持者の種別・程度別人数及び構成比 (平成23年3月31日現在)

単位: 人

障害の程度 障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚障害	43 24.0%	54 30.2%	18 10.1%	9 5.0%	29 16.2%	26 14.5%	179 7.1%
聴覚・平衡機能障害	25 15.7%	38 23.9%	28 17.6%	26 16.4%		42 26.4%	159 6.3%
音声・言語・そしゃく		1 4.2%	13 54.2%	10 41.7%			24 0.9%
肢体不自由	261 18.1%	299 20.7%	273 18.9%	423 29.4%	128 8.9%	57 4.0%	1,441 56.9%
内部障害	411 56.5%	13 1.8%	104 14.3%	200 27.5%			728 28.8%
合計	740 29.2%	405 16.0%	436 17.2%	668 26.4%	157 6.2%	125 4.9%	2,531

注) 四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

■身体障害者手帳所持者の年齢層（平成23年3月31日現在）

単位：人

年齢区分 項目	65歳未満	65歳以上	合計
人数	784	1,747	2,531
構成比	31.0%	69.0%	100.0%

③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の平成23年3月末現在の障害の程度別では、重度のAが212人で最も多く、48.5%とおよそ半数を占めています。

■療育手帳所持者の障害程度別人数及び構成比

（平成23年3月31日現在）

単位：人

障害の程度 項目	A	B1	B2	合計
人数	212	111	114	437
構成比	48.5%	25.4%	26.1%	100.0%

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の平成23年3月末現在の障害の程度別では、2級が206人で最も多く、68.2%を占めています。また、重度の1級が46人で、15.2%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の障害程度別人数及び構成比

（平成23年3月31日現在）

単位：人

障害の程度 項目	1級	2級	3級	合計
人数	46	206	50	302
構成比	15.2%	68.2%	16.6%	100.0%

2 ヒアリング結果等からみるニーズ

藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）策定のため、市内の障害者団体にヒアリング調査を実施するとともに、藤井寺市の児童・生徒が通っている支援学校にアンケート調査を実施しました。また、藤井寺市障害者地域自立支援協議会においても、計画素案について意見をいただきました。その中から見えてくる藤井寺市の障害のある人を取り巻く現状や課題、要望などを以下にまとめています。

① 相談支援・情報提供に関して

- 制度改正などについて周知の徹底。
- 相談支援事業所についての周知と他の相談機関や窓口について、内容によりどこに相談したらよいかの周知。
- 相談支援のための人材育成。
- 障害者自立支援法により、三障害一体となったが、相談支援事業所は従来の専門とは異なる障害について、対応不足の点があり、専門的な相談への対応を充実してほしい。
- 精神障害については大阪府の管轄になっているが、サービスや事業についてもどちらでもきちんと対応してもらえるよう、連携を一層強化してほしい。
- 高齢者本人やその家族は、サービス等の情報に関してインターネットなどが利用できない人も多いことから、地域に出向いての周知や団体を介しての提供など、多様な提供を考えてほしい。また、サービスについて知らない人もあることから、専門職の人に訪問してもらえるといい。

② サービス提供に関して

- 知的障害のある人の移動支援事業の支給決定時間が少ない。
- 短期入所の提供事業所が少なく、緊急時に利用できない。また、遠方の事業所を使わないといけない状況がある。特別養護老人ホームなどの短期入所は、若い人や精神障害のある人などが利用しにくい。
- 入所が必要な人に十分対応できるほどの施設がない。
- グループホームやケアホームは、重度の人の方が希望が多く、施設整備が必要。
- 三障害同一といっても、医療とか交通に関するサービスについては精神障害は遅れている。
- 精神障害のある人の民間賃貸住宅でのひとり暮らし希望について、不動産屋や貸主の理解が必要。

③ [※]医療的ケアの必要な人や[※]発達障害などへの対応について

- 医療的ケアの必要な支援学校卒業生の受け皿が非常に少ない。施設があっても既に

定員に達していたり、送迎や看護師さんに関する問題で利用できないケースが多い。

- 重複障害を持ち、車いすを使用、または介助歩行を必要とする生徒が、知的障害を対象とする施設と重度の身体障害を主な対象とする施設の間で、どちらにも行けないケースもあった。
- 知的を伴わない^{*}発達障害の子どもやその家庭を含めた支援が今後の課題。
- 精神障害のある人が障害以外で医療を必要とする場合、医療機関での対応がまちまちであり、看てもらえないことがある。内科、外科などの指定をしてほしい。
- アクト-Jの活動を普及するのが一番良い。
★アクトとは、重い精神の障害を持った方たちが地域で生活できるように支援するための、包括型地域生活支援プログラムであり、欧米から始まり、アクト-Jはその日本版。

④ 児童・生徒の長期休暇中の過ごし方に関して

- 日中活動のニーズに対して利用できる福祉サービスが十分でない。
- 保護者の共働きなどにより、家で一日中過ごすなど、居場所がない場合が目立つ。公的な福祉事業の充実を求める。

⑤ 雇用・就労に関して

- 保護者と生徒との間で就職について意見が違うこともあり、家庭で就職に向けてしっかり話し合うことが大切。
- 高等部1年から卒業後の進路についての説明会を実施しているが、高3になるまで1度も施設・作業所の見学をしていない家庭も少なくない。高1・2年次から早目に情報を集めていただくように保護者に働きかけることが必要。

⑥ その他

- 障害者団体の高齢化。若い人の加入の促進。
- 大規模災害時の避難や避難所での生活の不安。
- 学校を卒業し社会へ出て暮らしていけるかの不安。

【藤井寺市障害者地域自立支援協議会での意見】

- 若年の身体障害者や手帳を持っていない障害者の日中の居場所をどうするか。
- 日中の居場所について、新たな場の整備をどうするかということ、既存の場の活用をどうするかということの両方の検討が必要。
- 地域のきずなが必要。一方で、精神的な自立も必要。
- 就労につながっても定着せずやめる人もいる。どのように支援したらいいかわからない。

- サービスになかなかつながらない人への支援が必要。
- 数値目標を立てても市が事業をするわけではない。事業所の動きの中で実施していくことになる。情勢の変化の中で内容も変わるので、現実的にどうかという意見を出して、市に実情を知ってもらおう作業は必要。
- 障害福祉計画では、具体的にどのように進めていくかを明確にしてほしい。
- 総合福祉法について、市町村から国へ意見を出してもらうことも必要。障害者地域自立支援協議会も単なる調整機関ではなく、これからの障害福祉をどうするか、国に対して制度を創るように、上げていくことも大事ではないか。
- 相談支援で子どもと関わることが多いが、成長とともに連続した支援ができるようにすることが必要。
- 虐待の窓口はどのように対応するのか。自立支援協議会の関わり方の整理がいるのではないか。
- 相談支援体制がどうなっていくのか。ケアマネ体制が必ずしもいいとは限らない。本人の負担も大きい。

3 第2期計画の進捗状況

(1) 平成23年度の数値目標の設定に関して

① 施設入所者の地域生活への移行

第2期計画では、平成17年10月1日時点の施設入所者数69人のうち15人（21.7%）が地域移行し、施設入所者の10人（14.5%）を削減して、平成23年度末の施設入所者数を59人とする目標値を設定しました。

施設入所者の削減については、平成23年4月1日現在の実績は7人（10.1%）となっており、目標達成には3人少ない状況です。また、平成17年10月1日から、平成23年4月1日までの間に、13人が入所施設から退所し、そのうち8人がグループホーム、ケアホームなどに入所し、地域移行をしています。目標の15人の53.3%の達成度となっています。ただ、施設入所に対するニーズも高く、新たに施設入所した人が、平成17年から6人となっています。

■施設入所者の地域生活への移行状況

項目	平成17年 10月1日現在	平成21年 4月1日現在	平成22年 4月1日現在	平成23年 4月1日現在	平成23年度 (目標年度)
施設入所者数	69人	65人	66人	62人	59人
地域移行者数(累計)		7人	8人	8人 (11.6%)	15人 (21.7%)
削減数		4人	3人	7人 (10.1%)	10人 (14.5%)

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

第2期計画においても、第1期計画と同様に9人を退院させるという目標値を設定しました。大阪府が実施している各年度の在院患者調査（6月30日現在調査）によると、院内寛解及び寛解状態の人が、平成20年度は16人となっていましたが、直近の平成22年度では11人となっていて、削減数は累計で5人です。

また、平成20年6月から平成22年6月までの院内寛解及び寛解状態の人の退院者数は累計で8人となっていて、達成率は88.9%です。

■入院中の精神障害のある人の地域生活への移行状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	実績値	平成23年度 (目標年度)
院内寛解及び寛解の人	16人	14人	11人		
退院者数(累計)		4人	4人	8人	9人
削減数		2人	3人	5人	

院内寛解・・・院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不適應、症状憎悪、再燃を起こしやすい状態。社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、ある程度の自立性が期待できる。

寛解・・・・・・家族の受け入れ困難や生活の場の困難などの社会的要因により退院できない状態。最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測される。

③ 福祉施設から^{*}一般就労への移行

第2期計画では、福祉施設から一般就労への移行について、平成23年度目標値を8人と設定しました。平成17年から平成21年の間で、累計12人がパート職員という雇用形態ですが、一般就労しています。各年度1人から3人という状況で、単年度で8人の一般就労の目標を達成するのは難しい状況です。

■福祉施設から一般就労への移行状況

項目	平成17年 10月1日現在	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (目標年度)
一般就労移行者数	2人	3人 (150%)	1人 (50%)	2人 (100%)	8人 (400%)

◆表の単位の見方

- 人/月 : 月間当たりの利用者数
- 時間分/月 : 月間の利用者数 × 1人1か月当たりの平均利用時間
- 人日分/月 : 月間の利用者数 × 1人1か月当たりの平均利用日数
- 人分/月 : 月間の平均利用者数
- 件/年 : 年間の利用総件数（平成23年度は年度途中のため年間見込数を示す。）
- 時間/年 : 年当たりの利用時間総数

◆数値の見方

- 数値は小数点以下を四捨五入して整数表示しています。

(2) 訪問系サービス

■訪問系サービス全体の状況

サービス区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
居宅介護	人／月	78	99	85	114	94	120
	時間分／月	1,836	2,306	1,996	2,468	2,211	2,319
重度訪問介護	人／月	2	4	3	5	3	7
	時間分／月	363	673	363	771	545	1,167
行動援護	人／月	5	3	10	2	15	1
	時間分／月	75	84	150	41	225	16
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間分／月	0	0	0	0	0	0
訪問系合計	人／月	85	106	98	121	112	128
	時間分／月	2,274	3,063	2,509	3,279	2,981	3,502

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

訪問系サービスにおいては、第2期計画時に見込んだ目標値をはるかに上回るサービス利用がありました。

居宅介護については、身体障害のある人の利用の比重が大きくなっています。

重度訪問介護は、利用者及び利用時間ともに目標値を上回る利用となっています。

行動援護については、提供事業所が少ないため、利用者数は目標値を下回り、また、年々減少しています。利用時間は平成21年度は目標値を上回りましたが、平成22年度・23年度と目標値を大きく下回り、利用量も減少しています。

重度障害者等包括支援は、提供事業所が近隣市にも存在しないため、利用がありませんでした。

【居宅介護】

■居宅介護の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	55	68	60	74	65	80
	時間分／月	1,293	1,544	1,410	1,592	1,528	1,559
知的障害のある人	人／月	7	9	9	13	11	13
	時間分／月	151	196	194	279	237	232
障害のある児童	人／月	1	3	1	6	2	8
	時間分／月	30	144	30	146	60	153
精神障害のある人	人／月	15	19	15	21	16	19
	時間分／月	362	422	362	451	386	375
合計	人／月	78	99	85	114	94	120
	時間分／月	1,836	2,306	1,996	2,468	2,211	2,319

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

■生活介護の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	18	23	23	36	39	49
	人日分／月	303	420	400	679	666	935
知的障害のある人	人／月	23	29	30	48	47	63
	人日分／月	391	537	510	866	799	1,190
精神障害のある人	人／月	2	0	4	0	7	0
	人日分／月	40	0	86	0	144	0
合 計	人／月	43	52	57	84	93	112
	人日分／月	734	957	996	1,545	1,609	2,125

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	1	2	2	2	3	1
	人日分／月	27	40	34	25	54	20
知的障害のある人	人／月	1	1	1	1	2	0
	人日分／月	6	20	12	2	32	0
精神障害のある人	人／月	1	0	1	0	1	0
	人日分／月	2	0	4	0	10	0
合 計	人／月	3	3	4	3	6	1
	人日分／月	35	60	50	27	96	20

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

③ 就労移行支援

■就労移行支援の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	3	4	5	3	8	5
	人日分／月	69	68	104	55	167	89
知的障害のある人	人／月	5	7	8	5	11	8
	人日分／月	100	112	160	81	220	126
精神障害のある人	人／月	2	2	2	1	3	3
	人日分／月	40	45	42	18	68	40
合 計	人／月	10	13	15	9	22	16
	人日分／月	209	225	306	154	455	255

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

④ 就労継続支援（A型・B型）

■就労継続支援（A型・B型）の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	8	4	14	6	23	8
	人日分／月	135	65	275	102	435	108
知的障害のある人	人／月	64	37	98	40	116	41
	人日分／月	1,229	686	1,777	660	2,105	741
精神障害のある人	人／月	3	2	40	19	42	23
	人日分／月	50	25	730	270	777	283
合計	人／月	75	43	152	65	181	72
	人日分／月	1,414	776	2,782	1,032	3,317	1,132

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

生活介護は、精神障害のある人に対するサービスを除けば、目標としたサービス量を上回る利用がありました。しかし、その他の自立訓練や就労移行支援、就労継続支援については、平成22年度中に市内事業所が提供サービスの切り替えを行った関係で、大きく目標値を下回りました。

⑤ 療養介護

■療養介護の月平均目標値と実績値

サービス区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
療養介護	人分／月	0	0	0	0	0	0

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

療養介護は病院で提供されるサービスです。全国的にも提供事業所が少なく、サービスの利用見込みは今後も低いといえます。

⑥ 児童デイサービス

■児童デイサービスの月平均目標値と実績値

サービス区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
児童デイサービス	人／月	3	5	5	4	7	5
	人日分／月	15	31	25	26	35	33

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

月平均利用日数は、平成22年度までは目標値を上回りましたが、平成23年度は下回りました。提供事業所が市内にないことが課題です。

⑦ 短期入所

■短期入所の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人／月	6	9	7	9	7	9
	人日分／月	46	69	54	70	60	69
知的障害のある人	人／月	10	15	11	14	15	14
	人日分／月	77	115	85	105	116	103
障害のある児童	人／月	3	2	3	2	3	1
	人日分／月	16	12	16	12	17	13
精神障害のある人	人／月	1	0	1	0	1	0
	人日分／月	6	0	6	0	6	0
合計	人／月	20	26	22	25	26	24
	人日分／月	145	196	161	187	199	185

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

障害のある児童の短期入所は、支給決定を受けている児童は多いものの、実際に定期的に利用する児童はそれほどいないため、利用が伸びない状況です。また、精神障害を主な障害とする人は、短期入所の受け入れ先がありません。

⑧ 旧法通所

■旧法通所の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
身体障害のある人	人／月	21	12	18	2	0	0
	人日分／月	703	211	570	18	0	0
知的障害のある人	人／月	13	10	10	9	0	5
	人日分／月	800	191	600	148	0	77
精神障害のある人	人／月	35	0	0	0	0	0
	人日分／月	700	0	0	0	0	0
合計	人／月	69	22	28	11	0	5
	人日分／月	2,203	402	1,170	166	0	77

注)平成23年度は、9月末現在の実績

平成21年度に、旧法施設の多くが生活介護や就労移行支援などのサービスに移行したため、旧法通所のサービスは激減しました。目標値を下回ることは、より移行が進んでいるといえます。なお、平成23年9月現在で5人の利用がありますが、平成23年度中には事業所の新体系へと完全移行します。

(4) 居住系サービス

① グループホーム・ケアホーム（GH・CH）

■グループホーム・ケアホーム（GH・CH）の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人分／月	0	0	1	0	2	0
知的障害のある人	人分／月	25	24	30	25	37	26
精神障害のある人	人分／月	8	8	10	8	13	8
合計	人分／月	33	32	41	33	52	34

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

障害のある人が入所施設から、生まれ育った地域社会へ移行できるよう、地域移行の推進をにらみ、今後、GH・CHの提供体制の整備が課題です。

② 施設入所支援

■施設入所支援の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	人分／月	6	8	10	11	23	17
知的障害のある人	人分／月	12	17	18	23	36	37
精神障害のある人	人分／月	0	0	0	0	0	0
合計	人分／月	18	25	28	34	59	54

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

精神障害のある人を対象にした施設入所支援サービスは現在のところ提供されていません。

③ 旧法施設入所

■旧法施設入所の月平均目標値と実績値

障害区分	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
身体障害のある人	人分／月	16	14	12	8	0	0
知的障害のある人	人分／月	27	26	20	23	0	10
精神障害のある人	人分／月	0	0	0	0	0	0
合計	人分／月	43	40	32	31	0	10

注)平成23年度は、9月末現在の実績

精神障害のある人を対象にした施設入所サービスは現在提供されていません。旧法通所サービスと同じく、目標値を下回るほど、新体系への移行が進んでいるといえます。なお、平成23年9月現在で10人の利用がありますが、平成23年度中には事業所の新体系へと完全移行します。

(5) 相談支援（サービス利用計画作成）

■相談支援（サービス利用計画作成）の月平均目標値と実績値

事業名	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
サービス 利用計画作成	人分／月	5	8	15	13	25	16

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

介護保険制度におけるケアマネジメント部分^{*}を担う、サービス利用計画作成のサービスの利用実績です。介護保険と違い、地域移行の準備や、常時介護が必要な人を対象とするなどの利用には条件があるため、利用者数は少ない状況です。ただし、平成24年度から段階的にすべての障害のある人を対象に、サービス利用計画作成を行うように制度改正がなされることから、体制整備が課題です。

(6) 地域生活支援事業の利用実績

① 相談支援事業

■相談支援事業の実施状況

区 分		単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
相談支援	障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		実施の有無	無	有	無	有	無	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		実施の有無	無	無	無	無	有	無
成年後見制度利用支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有

社会福祉法人飛笑に相談支援事業を委託しています。また、社会福祉士などの専門職員を配置する相談支援機能強化事業も行っています。

② コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の年間目標値と実績値

単位:人

区 分	単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
手話通訳派遣事業	実利用者	16	18	17	13	17	5
要約筆記派遣事業	実利用者	1	0	2	1	2	0
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2	2	2	2

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

手話通訳派遣事業で派遣を要請した利用者は、平成21年度は目標値を上回りましたが、平成22年度・23年度と利用が下回り、また、減少しています。

要約筆記派遣事業は、平成21年度から派遣できる体制を整備しました。

③ 日常生活用具給付事業

■日常生活用具給付事業の年間目標値と実績値

区 分	単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
介護訓練支援用具	件／年	9	7	10	5	11	1
自立生活支援用具	件／年	14	23	21	18	18	5
在宅療養等支援用具	件／年	20	8	25	5	30	5
情報・意思疎通支援用具	件／年	11	10	13	14	15	4
排泄管理支援用具	件／年	1,200	1,303	1,260	1,469	1,320	1,112
住宅改修費	件／年	1	3	1	0	1	1

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

排泄管理支援用具は、特にストマ・紙おむつなどの利用が手帳所持者の増加に伴い多くなりました。たん吸引器やネブライザーといった在宅療養等支援用具は、耐用年数が長く、一度給付すると次に給付するまで、期間が長くなるため、新規申請が少なかったこともあり、目標値を下回りました。

④ 移動支援事業

■移動支援事業の年間目標値と実績値

障害区分	単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
身体障害のある人	実利用者	70	72	75	76	80	65
	時間／年	30,270	28,938	32,421	23,962	34,725	22,402
知的障害のある人	実利用者	55	46	60	65	65	61
	時間／年	22,980	20,512	24,613	27,780	26,362	28,777
障害のある児童	実利用者	30	40	35	43	40	30
	時間／年	16,846	19,924	18,043	14,349	19,325	11,232
精神障害のある人	実利用者	5	5	10	7	15	6
	時間／年	500	1,314	536	1,491	574	1,590
合 計	実利用者	160	163	180	191	200	162
	時間／年	70,596	70,687	75,613	67,582	80,986	64,001

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

移動支援事業については、平成22年度に日中預かりの場として、障害者・障害児ふれあい支援センターを設置しました。それにより、利用時間が減少しました。ただし、移動支援事業については、一人あたりの平均利用時間が全国平均を大きく超過しており、市の財政負担も大きいため、今後サービスを持続させていくために、制度の見直しが必要と考えられます。

⑤ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の目標値と実績値

区 分		単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
基 礎 的 業 事	実施見込箇所数	か所	2	3	2	3	3	3
	利用見込者数	実利用者	70	21	80	34	120	40
機 能 強 化 業 事	I 型	か所	1	1	1	1	1	1
	II 型	か所	1	1	1	1	1	1
	III 型	か所	0	1	0	1	1	1

平成21年度途中に藤共同作業所は、就労継続支援B型の事業所になったため、Ⅲ型の事業所がなくなりました。平成22年度に新たにのぎく作業所がⅢ型の委託を受けています。

⑥ その他事業

■その他事業の目標値と実績値

区 分	単 位	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
日中一時支援事業	実利用者	8	8	39	7	45	3
訪問入浴サービス事業	実利用者	3	0	3	0	5	0
更生訓練費支給事業	給付対象数	15	14	15	3	16	4
生活支援事業	実利用者	5	3	6	0	7	0

注)平成23年度は、9月までの実績と10月以降の見込値

日中一時支援事業は、当初、ふれあい支援センターの利用者を日中一時支援事業対象者とする予定で、目標値を見込みましたが、ふれあい支援センターが日中一時支援事業にならなかったため、実績値は例年並みになりました。

訪問入浴サービス事業は、居宅介護サービスや日中の通所サービスで入浴ができない人を対象にしているため、ニーズが少ないこともあり、実績は今までありません。

更生訓練費支給事業については、賀光寮の通所者が対象となっていました。平成22年度より、生活保護法に基づく救護施設へと施設の形態が変わったため、支給の対象者が激減しました。

生活支援事業については、平成21年度末に、協定を締結していた事業所から提供体制がとれない旨の連絡があったため、本市としては、日中一時支援事業に編入しました。

(7) 地域における生活支援の充実の取り組み状況と課題

本市においては、障害者週間に街頭キャンペーンを実施するなど、障害のある人や障害に対する理解の促進に努めてきました。

制度及びサービス内容の周知と普及については、制度改正がされた際には、ホームページや広報紙へ掲載を行いました。

利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供については、サービスを充実させるために、平成22年度には障害のある人や児童の年中活動の場として、ふれあい支援事業を立ち上げました。なお、制度について、事業所にも理解していただくために、自立支援協議会において、制度勉強会を開催しました。

相談体制の充実では、市のケアマネジメント機能の強化を図り、市職員を相談支援専門員研修に派遣したり、^{*}スキルアップに努めてまいりました。

就労に向けた支援の充実では、雇用フォーラムを羽曳野市、松原市、^{*}南河内北障害者就業・生活支援センター及び^{*}ハローワークと開催し、企業に対して、障害者雇用への理解を促進しています。

以上のように、障害福祉計画（第2期計画）では、障害福祉の充実に向けての取り組みを推進し、各種の施策を実施してきました。

しかし、いくつかの点では課題が残されています。

まず、障害のある人の地域移行については、受け入れ先の社会資源不足、保護者の高齢化など、現状では厳しい状況が続いています。さらに、在宅で障害のある人の介護をするには、昼夜を問わず介護できる事業所が必要であり、そのような事業所の育成が必要となってきます。

次に、相談支援体制については、新たな事業所の育成も含め、より一層の充実が必要であり、人材の確保と育成が大きな課題です。

障害者福祉サービスについては、障害者自立支援法と介護保険法との制度上の問題があり、公平なサービス量の供給に問題が生じ、支給要件や給付方法などに一定の基準が必要です。

第3章 第3期計画の基本的な考え方

1 基本理念

これまでの計画及び国の第3期障害福祉計画策定指針を踏まえ、次のようにめざすべき社会の姿と基本理念とを定めます。

■めざすべき社会の姿

- すべての市民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重され、ともに支えあい、ともに生きる社会
- 障害のある人の自立と社会参加を支援する社会

■基本理念

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現できるように、サービスの提供体制の整備を進めます。

② 市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化の一層の推進

障害福祉サービスの実施主体を、市を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで、身体障害、知的障害、精神障害に分かれていた制度を一元化し、どの障害のある人も等しくサービスを受けることができるように、サービスの整備を推進します。

また、[※]発達障害のある人及び[※]高次脳機能障害のある人については、精神障害のある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていることから、引き続きその旨の周知を図り、サービス利用を促進します。

③ 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の「自立」を支援するため、施設への入所から地域への生活に移行していけるように、また、障害のある人の就労を支援していけるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制及び就労環境の整備を進めます。

2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市では、国の基本指針を踏まえつつ、次の基本的な考え方に基づき、サービス提供体制の確保に努めます。

① 訪問系サービスの充実

住み慣れた自宅等での自立した生活を支えるために必要なサービスを保障するため、訪問系サービス（居宅介護など）の充実を図ります。また、量的な確保とともに、障害の種別や障害のある人の状態にきめ細やかに対応するため、サービス提供者の技能の向上などの質の向上を図ります。

② 日中活動の場の充実

地域での自立と社会参加の促進に必要なサービスを保障するため、身体機能や生活に必要な訓練、就労に向けた訓練を行う日中活動の場の充実を図ります。

また、^{*}一般就労（企業などでの就労）が困難な人などを対象とする創作的活動や生産活動の場とともに、地域との交流などを図る日中活動の場の充実を図ります。

③ グループホームやケアホーム等の確保

施設入所や病院等から地域での生活への移行を促進するため、居住の場としてのグループホームやケアホーム等の確保を図ります。また、地域への生活移行がスムーズに行えるように、グループホームやケアホーム、訓練施設等の体験など支援の充実に努めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行の推進

障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援事業等を推進するとともに、福祉施設における雇用の場の拡大や行政の福祉化など、雇用と福祉の連携による就労支援を図ります。

3 平成26年度までにめざす姿

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成26年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。目標値設定に関して、国や大阪府から次のような指針が示されています。

■目標値設定に関する基本指針

- 目標削減数について、国指針は平成17年10月1日時点の入所者数の1割以上
- 目標削減数について、大阪府指針は平成17年10月1日時点の入所者数の22%以上
- 地域移行者数について、国指針は平成17年10月1日時点の入所者数の3割以上
- 地域移行者数について、大阪府指針は平成17年10月1日時点の入所者数の4割以上

本市では、平成17年10月1日時点の施設入所者が69人となっており、そのうち、第1期及び第2期における地域移行数も含めて22人（31.9%）が地域に移行するとともに、入所待機者の動向等も勘案し、平成26年度末の施設入所者数を9人（13.0%）削減することをめざします。

【目標値の考え方】

○平成20年4月1日現在の地域移行数は7人で、平成21年度から22年度にかけて身体障害のある人が3人減となっています。また、知的障害のある人が平成22年度から23年度に3人減（新体系への移行に伴う退所含む）と見込みます。平成24年度以降は、毎年新規2人の利用と退所が3人と設定します。したがって、地域移行数は $7+3+3+3+3+3=22$ 人と見込まれます。

■施設入所者の地域生活移行の目標

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の人数	69人	(ア)
目標年度施設入所者数	60人	平成26年度末時点の利用見込み (イ)
平成26年度末までの目標値 (削減見込数)	9人	(ア) - (イ) = (ウ)
	13.0%	(ア)の1割以上の削減
平成26年度までの目標値 (地域移行数)	22人	地域移行者数 (エ)
	31.9%	(エ) / (ア)

注)削減見込数(ウ)と地域移行数(エ)の数字が異なるのは、あらたに施設入所する人数を勘案していることによります。

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

社会的入院の解消を進めていくため、精神科病院からの退院、地域移行の促進をめざします。本市の現状を踏まえ、大阪府より新たに提示を受けた数値は利用せず、第2期計画と同じ見込み方である、大阪府の精神科在院患者調査から院内寛解及び寛解の状態にある11人のうち、退院可能な2人について目標を設定しました。

■精神障害のある人の地域移行の目標

項目	数値	備考
院内寛解及び寛解の患者数	11人	平成22年度大阪府実施精神科在院患者調査(平成23年7月・大阪府)
うち、退院可能	2人	
うち、困難	9人	
うち、判断できない	0人	
平成26年度目標値	2人	

(3) 福祉施設から[※]一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。目標値設定に関して、国や大阪府から次のような指針が示されています。

■目標値設定に関する基本指針

- 一般就労への移行者数について、国指針は平成17年度の移行者数の4倍以上
- 一般就労への移行者数について、大阪府指針は平成17年度の移行者数の5.4倍以上

本市では、平成17年度の福祉施設退所者の一般就労への移行者数が2人であり、第1期計画及び第2期計画において、目標値をその4倍となる8人と設定しました。

また、平成22年度の実績がないため、第3期計画においても、平成26年度の福祉施設から一般就労への移行者数を8人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行の目標

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成26年度の一般就労移行者数	8人 (4倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

障害のある人の[※]一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度末において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人に関する目標値を設定します。目標値設定に関して、国や大阪府から次のような指針が示されています。

■ 目標値設定に関する基本指針

- 就労移行支援事業の利用者数について、国指針は平成26年度末における福祉施設利用者の2割以上
- 就労移行支援事業の利用者数について、大阪府指針はこれまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じて設定すること

本市では、平成26年度末における福祉施設利用者数を277人と見込んでいます。また、就労移行支援事業の利用者については、事業所そのものが市内及び近隣市において少なく、今後参入に努めますが、利用実績を踏まえ43人と設定します。

■ 就労移行支援事業利用者数の目標

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	277人	平成26年度末における、生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)利用者数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	43人 (15.5%)	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数及び福祉施設利用者数に対する割合

(5) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

障害のある人の[※]一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人に関する目標値を設定します。目標値設定に関して、国や大阪府から次のような指針が示されています。

■ 目標値設定に関する基本指針

- 就労継続支援（A型）事業の利用者数について、国指針は平成26年度末における就労継続支援（A型）事業及び就労継続支援（B型）事業利用者の3割
- 就労継続支援（A型）事業の利用者数について、大阪府指針はこれまでの実績を踏まえ、利用者の意向や地域の実情に応じて設定すること

本市では、就労継続支援（A型）事業の利用者について、事業所そのものが市内及び近隣市において少なく、平成26年度末における就労継続支援（A型）事業の利用者を5人と設定します。また、平成26年度末における就労継続支援（B型）事業の利用者については94人と見込んでいることから、平成26年度末における就労継続支援事業全体に占めるA型利用者の割合は5.1%と設定します。

■ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合の目標

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（ア）	5人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数（イ）	94人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）事業の利用者（ウ）	99人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する人の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（ア）／（ウ）	5.1%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

(6) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

障害のある人の工賃水準の向上を図る観点から、平成26年度における就労継続支援（B型）事業所を利用する人に関する目標値を設定します。目標値設定に関して、国や大阪府から次のような指針が示されています。

■ 目標値設定に関する基本指針

- 国指針は、平成26年度における就労継続支援（B型）事業利用者の工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましい
- 大阪府では、平成20年3月に「大阪府工賃倍増5か年計画」を策定し、この目標額が府内平均16,000円となっていることから、当面の目標として、平成26年度までに平成22年度実績（9,244円）の約30%増をめざすこと。各市町村は、大阪府から示される平成22年度の実績額に3,000円を上乗せすることを基本に、利用者の意向及び地域の実情を踏まえた目標を設定すること

本市の実績は、平成20年度が2,442円、21年度が3,306円、22年度が4,071円と年々高くなっていますが、平成22年度の平均工賃は府内でも2番目に低いことから、一気に高くすることは難しいものの、3,000円上乗せした7,071円とします。

■ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の目標

項目	数値	備考
平成22年度の工賃の平均額 など、基準となる額	4,071円	
平成26年度の工賃の平均額	7,071円	平成22年度の平均工賃に3,000円上乗せ

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

1 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護給付としてこれまでの「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の4つのサービスに、新たに「同行援護」が加わりました。

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	サービス内容	
介護給付	居宅介護	身体、知的、精神障害のある人や障害のある児童のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護、その他のサービスを包括的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。

■訪問系サービスの1か月あたりの見込量

サービス区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	人/月	130	141	152
	時間分/月	2,735	2,967	3,200
重度訪問介護	人/月	9	10	11
	時間分/月	1,468	1,631	1,794
行動援護	人/月	2	4	6
	時間分/月	43	86	129
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	人/月	14	16	18
	時間分/月	354	405	455
訪問系合計	人/月	155	171	187
	時間分/月	4,600	5,089	5,578

■居宅介護の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人/月	85	90	95
	時間分/月	1,785	1,890	1,995
知的障害のある人	人/月	15	17	19
	時間分/月	303	343	384
障害のある児童	人/月	10	12	14
	時間分/月	225	270	315
精神障害のある人	人/月	20	22	24
	時間分/月	422	464	506
合計	人/月	130	141	152
	時間分/月	2,735	2,967	3,200

【見込量の考え方】

① 居宅介護

○身体障害のある人は、平成21年度から平成22年度が6人増、平成22年度から23年度見込みが5人増となっていることから、今後も利用増が見込まれ、平成24年度以降、5人ずつ増加するものと設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し（21.0時間/人・月）、利用者数に乗じて算出しています。

○知的障害のある人は、平成21年度が9人、平成22年度及び23年度見込みは13人の利用であることから、今後の利用増を年2人と設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し（20.2時間/人・月）、利用者数に乗じて算出しています。

○障害のある児童は、平成21年度が3人、22年度が6人、23年度見込みが8人と増加していることから、今後の利用増は年2人と設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し（22.5時間/人・月）、利用者数に乗じて算出しています。

○精神障害のある人は、平成21年度から23年度見込みの利用がおおむね20人となっていますが、今後の利用増は年2人と設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し（21.1時間/人・月）、利用者数に乗じて算出しています。

② 重度訪問介護

○平成22年度から23年度見込みに2人の利用増があり、24年度も2人の利用増と設定、25年度及び26年度はそれぞれ1人増と設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し（163.1時間/人・月）、利用者数に乗じて算出しています。

③ 行動援護

○利用者が毎年1人ずつ減少し、平成23年度見込みは1人の利用となっています。今後、利用が増加すると見込み、平成24年度は2人、以降は毎年2人増と設定しています。利用時間は1人あたりの利用時間の3年間の平均を出し(21.5時間/人・月)、利用者数に乗じて算出しています。

④ 重度障害者等包括支援

○サービス提供事業所が市内及び近隣にもないことから、利用は見込んでいません。

⑤ 同行援護

○サービス支給決定者の平成23年度の上半期の移動支援事業の利用状況から、利用者数と1人あたり利用時間を算出し、利用者数に乗じて利用時間を算出しています。利用者数は平成24年度が23年度と同様に14人と設定し、以降は毎年2人増と設定しています。

【見込量確保の方策】

◆訪問系サービスの利用が伸びていることから、必要なサービス量の確保に努めるとともに、精神障害のある人や知的障害のある人、^{*}発達障害のある人など、さまざまな障害の状態や一人ひとりのニーズ等に応じたきめ細やかな対応ができるように、指定事業者に資質の向上のための研修の実施や受講の促進を働きかけます。また、大阪府等関係機関と連携し、人材の確保や育成に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付として「生活介護」「療養介護」「児童デイサービス」「短期入所」があり、訓練等給付として「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」があります。

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 機能訓練：身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 生活訓練：自立生活が困難な人を対象に、地域生活を営む上で必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。 A型（雇成型）：事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 B型（非雇成型）：雇用契約を結ばず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

① 生活介護

■生活介護の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人／月	52	54	56
	人日分／月	993	1,031	1,070
知的障害のある人	人／月	68	71	74
	人日分／月	1,285	1,342	1,399
精神障害のある人	人／月	0	0	0
	人日分／月	0	0	0
合 計	人／月	120	125	130
	人日分／月	2,278	2,373	2,469

【見込量の考え方】

○利用者数については、支援学校調査から平成24年度の生活介護について2人と、旧体系からの移行、新規利用等を想定して見込んでいます。利用日数は、第2期計画の3年間の実績を踏まえ月平均利用日数を出し、利用者数に乗じて算出しています。

【見込量確保の方策】

◆地域自立支援協議会において利用状況や事業所の動向、利用者のニーズ等の把握に努め、サービス量の確保を図ります。

② 療養介護

■療養介護の1か月あたり見込量

サービス区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	人分/月	7	7	7

【見込量の考え方】

○法改正により、重度心身障害のある加齢児の入所者が、平成24年度から療養介護に切り替わることになったため、平成24年度から7人の利用を見込みました。

③ 短期入所

■短期入所の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人/月	9	10	10
	人日分/月	69	77	77
知的障害のある人	人/月	15	16	16
	人日分/月	111	118	118
障害のある児童	人/月	2	2	3
	人日分/月	15	15	22
精神障害のある人	人/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
合計	人/月	26	28	29
	人日分/月	195	210	217

【見込量の考え方】

○サービス提供事業所が増えないと利用増が見込めないことから、大きくは変動がないものと想定し、1人あたり利用日数は3年間の平均を出して利用者数に乗じて利用日数を設定しています。

【見込量確保の方策】

- ◆地域自立支援協議会において利用状況や事業所の動向、利用者のニーズ等の把握に努め、サービス量の確保を図ります。また、精神障害のある人を受け入れることができる事業所が少ないことから、広域での対応も含めサービスの確保に努めます。

④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■自立訓練の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人／月	2	2	3
	人日分／月	35	35	53
知的障害のある人	人／月	1	2	2
	人日分／月	11	22	22
精神障害のある人	人／月	0	0	0
	人日分／月	0	0	0
合 計	人／月	3	4	5
	人日分／月	46	57	75

【見込量の考え方】

- これまでの利用実績を踏まえて、大きく変動がないものと想定しています。精神障害のある人については、第2期計画と同様に見込んでいません。1人あたり利用日数は3年間の平均を出して利用者数に乗じて利用日数を設定しています。

⑤ 就労移行支援

■就労移行支援の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人／月	8	10	12
	人日分／月	142	178	214
知的障害のある人	人／月	13	18	24
	人日分／月	205	284	379
精神障害のある人	人／月	5	6	7
	人日分／月	67	80	93
合 計	人／月	26	34	43
	人日分／月	414	542	686

【見込量の考え方】

- 身体障害のある人について、施設退所者、居宅新規を合わせて、平成24年度は3人増とし、平成25年度は2人増、平成26年度も2人増とします。知的障害のある人は、平成24年度は支援学校の卒業生、施設退所者、居宅新規を合わせて5人増

とし、平成25年度は5人増、平成26年度は6人増と設定しています。精神障害のある人は、退院者または居宅新規利用者について平成24年度は2人増、平成25年度及び26年度は1人増と設定しています。1人あたり利用日数は3年間の平均を出して利用者数に乗じて利用日数を設定しています。

【見込量確保の方策】

- ◆地域自立支援協議会において利用状況や事業所の動向、利用者のニーズ等の把握に努め、サービス量の確保を図ります。

⑥ 就労継続支援（A型・B型）

■就労継続支援（A型・B型）の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		A型	B型	A型	B型	A型	B型
身体障害のある人	人／月	1	9	1	11	2	12
	人日分／月	22	141	22	174	44	184
知的障害のある人	人／月	2	43	2	48	3	53
	人日分／月	44	750	44	841	66	925
精神障害のある人	人／月	0	25	0	27	0	29
	人日分／月	0	325	0	351	0	377
合 計	人／月	3	77	3	86	5	94
	人日分／月	66	1,219	66	1,366	110	1,486

【見込量の考え方】

○身体障害のある人についてはこれまでの実績動向を踏まえて、毎年2人増とし、知的障害のある人については、支援学校卒業生、施設退所者、居宅新規を合わせて、平成24年度は4人増とし、平成25年度は5人増、平成26年度は6人増と設定しています。精神障害のある人については、就労移行支援または居宅新規利用者について、毎年1人増と設定しています。1人あたり利用日数は3年間の平均を出して利用者数に乗じて利用日数を設定しています。

【見込量確保の方策】

- ◆地域自立支援協議会において利用状況や事業所の動向、利用者のニーズ等の把握に努め、サービス量の確保を図ります。また、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や大阪府、ハローワーク^{*}、企業などの連携のもと、工賃の確保にも留意していきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、介護給付として「施設入所支援」「共同生活介護（ケアホーム）」があり、訓練等給付として「共同生活援助（グループホーム）」があります。

■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
介護給付	施設入所支援	夜間に介護を必要とする身体、知的、精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。
	共同生活介護（ケアホーム）	介護を必要とする知的、精神障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	介護は必要とせず、就労しているか、または自立訓練、就労移行支援事業等を利用している知的、精神障害のある人を対象として、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

① 施設入所支援

■施設入所支援の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人分/月	20	20	19
知的障害のある人	人分/月	43	42	41
精神障害のある人	人分/月	0	0	0
合計	人分/月	63	62	60

【見込量の考え方】

○平成23年度末の施設利用者は、身体障害のある人が21人、知的障害のある人が43人と見込んでいて、平成24年度以降は、毎年新規2人の利用と退所が3人と設定しています。新規利用者は身体障害のある人、知的障害のある人それぞれ1人とし、退所者は平成24年度は身体障害のある人が2人、知的障害のある人が1人、平成25年度は身体障害のある人が1人、知的障害のある人が2人、平成26年度は身体障害のある人が2人、知的障害のある人が1人と設定しています。

【見込量確保の方策】

◆本人の意向等を踏まえ、退所可能な人については、地域移行や地域での定着を支援するとともに、施設利用の必要な人が利用できるよう努めていきます。

② 共同生活介護・共同生活援助（ケアホーム・グループホーム）

■共同生活介護・共同生活援助の1か月あたり見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	人分/月	2	3	4
知的障害のある人	人分/月	30	32	35
精神障害のある人	人分/月	8	10	12
合 計	人分/月	40	45	51

【見込量の考え方】

○毎年施設から3人の地域移行者を見込んでいることと、在宅新規の利用を見込みます。

【見込量確保の方策】

◆サービスを担う事業者の新規開設を促進し、府営住宅など公営住宅でのグループホームの整備を大阪府と連携し、計画的な整備を進めるとともに、民間住宅の活用などを促進します。また、障害のある人が地域でグループホームやケアホームで生活することについて、住民の理解を深める啓発を進め、必要量の確保を図ります。

2 相談支援の見込量と確保策

① 計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数の見込量を設定します。

■相談支援事業／計画相談支援の1か月あたり見込量

障害区分	年度	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害のある人		人分/月	40	60	80
知的障害のある人		人分/月	60	134	210
精神障害のある人		人分/月	26	60	90
障害のある児童		人分/月	17	23	35
合計		人分/月	143	277	415

【見込量の考え方】

○法改正により、障害福祉サービス及び地域相談支援のすべての利用者が対象となることから、第3期の計画期間の3年間でサービス利用計画の作成支援を行います。

【見込量確保の方策】

◆大阪府等関係機関と連携し、障害特性や個別ニーズなどに対応できる専門的な相談支援・^{*}ケアマネジメントの技術を持った人材の育成・確保を図ります。

② 地域移行支援

施設入所者や退院可能精神障害のある人の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込量を設定します。

■相談支援事業／地域移行支援の1か月あたり見込量

障害区分	年度	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害のある人		人分/月	0	1	1
知的障害のある人		人分/月	0	1	1
精神障害のある人		人分/月	0	1	1
合計		人分/月	0	3	3

【見込量の考え方】

○精神科病院からの退院や、施設からグループホーム・ケアホームへの移行を見込んでいます。

③ 地域定着支援

同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込量を設定します。

■相談支援事業／地域定着支援の1か月あたり見込量

障害区分	年度	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障害のある人		人分/月	0	0	0
知的障害のある人		人分/月	0	0	1
精神障害のある人		人分/月	0	0	1
合計		人分/月	0	0	2

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。

市町村が行う地域生活支援事業は、①相談支援事業、②コミュニケーション支援事業、③日常生活用具給付等事業、④移動支援事業、⑤地域活動支援センター事業の5事業に、障害者自立支援法の改正に伴い、新たに⑥成年後見制度利用支援事業が「必須事業」として位置づけられました。

■地域生活支援事業必須事業の種類と内容

サービス名		サービス内容
必須事業	相談支援事業	障害のある人などの福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障害のため意思の伝達に支援が必要な人について、手話通訳者や要約筆記者の派遣をはじめ、手話通訳者の設置、点字・音訳等の支援を行います。
	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある重度障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付します。
	移動支援事業	屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加を促進するためガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用に対する補助を行います。

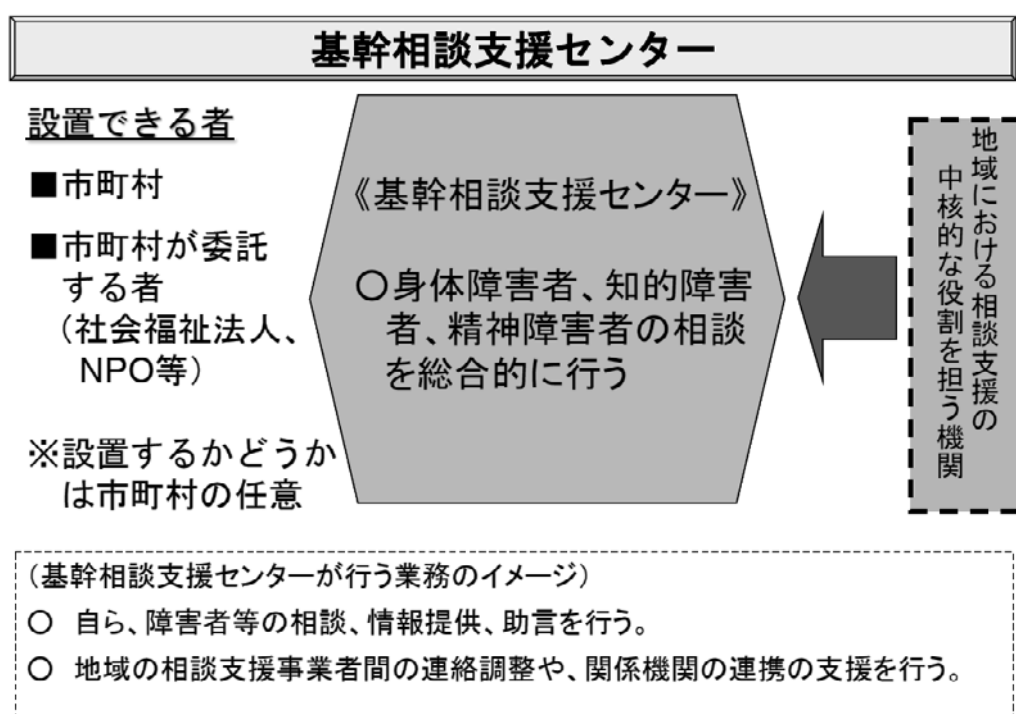
① 相談支援事業

■相談支援事業の見込

区分		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	障害者相談支援事業	か所	1	1	1
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	障害者地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)		実施の有無	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業		実施の有無	有	有	有
		人/年	1	1	1

【見込量の考え方】

- 障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業、障害者地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業は既に実施済みとなっています。成年後見制度利用支援事業については、平成24年度から26年度まで年間1人の利用と見込みました。今後、事業の周知を図り利用を促進します。
- 平成23年度現在、未実施の「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」について、平成24年度以降実施していきます。
- 障害者自立支援法の一部改正により新たに創設された基幹相談支援センターについて、設置するかどうかは市町村の任意となっています。しかし、相談支援の中核的な機能を担うことから、平成26年度の設置に向けて具体的に検討します。



② コミュニケーション支援事業

■コミュニケーション支援事業の年間見込量

サービス区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳派遣事業	実利用者	18	18	20
要約筆記派遣事業	実利用者	1	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2

【見込量の考え方】

- 実績を踏まえて見込んでいます。

③ 日常生活用具等給付事業

■日常生活用具等給付事業の年間見込量

サービス区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	件/年	3	5	7
自立生活支援用具	件/年	7	9	11
在宅療養等支援用具	件/年	7	9	11
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	12	14
排泄管理支援用具	件/年	1,400	1,450	1,500
住宅改修費	件/年	1	1	1

【見込量の考え方】

○年度により実績の増減がありますが、第2期計画期間の利用状況を踏まえて見込んでいます。

④ 移動支援事業

■移動支援事業の年間見込量

障害区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害のある人	実利用者	53	55	57
	時間/年	17,490	18,150	18,810
知的障害のある人	実利用者	65	68	71
	時間/年	29,146	30,491	31,836
障害のある児童	実利用者	35	38	41
	時間/年	12,390	13,452	14,514
精神障害のある人	実利用者	9	11	13
	時間/年	2,223	2,717	3,211
合計	実利用者	162	172	182
	時間/年	61,249	64,810	68,371

【見込量の考え方】

○身体障害のある人のうち、重度の視覚障害のある人は同行援護の利用に移行した人が多いことから、平成24年度からは除いて見込んでいます。

⑤ 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の目標値

区 分		単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
基 礎 的 事 業	実施見込箇所数	か所	3	3	3
	利用見込者数	実利用者	40	40	40
機 能 強 化 事 業	I 型	か所	1	1	1
	II 型	か所	1	1	1
	III 型	か所	1	1	1

【見込量の考え方】

○基礎的事業の利用見込者数は、利用実績を踏まえて見込んでいます。

⑥ その他の事業

■その他の事業の1か月あたり見込量

サービス区分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	実利用者	5	6	7
訪問入浴サービス事業	実利用者	2	2	2
更生訓練費支給事業	給付対象数	5	6	7

【見込量の考え方】

○各サービスともに、利用実績を踏まえて見込んでいます。

第5章 地域における生活支援の充実

1 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害者制度改革の流れの中で、障害を理由とする差別の禁止、障害者虐待防止法の制定などとともに、障害のある人の人権の尊重と誰もが排除されることなく適切なサービスの利用により自立した生活を営み、社会の構成員として誰もが共に生きる社会の実現をめざす「^{*}ソーシャルインクルージョン」の考え方がより一層鮮明になっています。

このような考え方の普及を図るとともに、障害のある人の就労支援や地域移行、障害のある人の虐待防止などには、地域や職場における障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。

そのため、引き続き障害や障害のある人に対する理解を深め、共に生きる社会の実現をめざしていけるよう、関係機関や当事者団体、関係団体等と連携し、市民や地域団体、企業等へ働きかけていきます。

2 情報提供の充実

障害者自立支援法や児童福祉法の改正により、障害福祉サービスをはじめ児童の通所支援サービスなどが変わりました。新しく創設されたサービスもあり、利用者が適切にサービスを選択し利用できるよう、制度やサービス内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報や市ホームページなどを活用し、すべての人が理解しやすいように、制度やサービス内容の周知を図るなど、制度の普及と定着に努めます。

また、視覚障害や聴覚障害があるなどでコミュニケーション支援の必要な人が、サービス情報をはじめ必要な情報が得られやすいよう、点字や録音媒体、パソコンやインターネットなどさまざまな媒体を活用し、情報提供の充実や情報のバリアフリー化を図っていきます。

3 相談体制の充実

① 相談支援事業の充実

障害の種類や程度など、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな、また、専門的な相談や^{*}ライフステージに対応した相談など、多様なニーズへの対応が求められています。

そのため、相談支援事業における支援員の資質の向上や、障害者自立支援法の改正により新たに規定された「基幹相談支援センター」の設置について検討します。

② ^{*}ケアマネジメント体制の充実

第3期計画では、障害のある一人ひとりの状態や意向に対応し、適切なサービスが利用できるよう、サービス利用者すべてを対象にサービス利用計画の作成が導入されます。

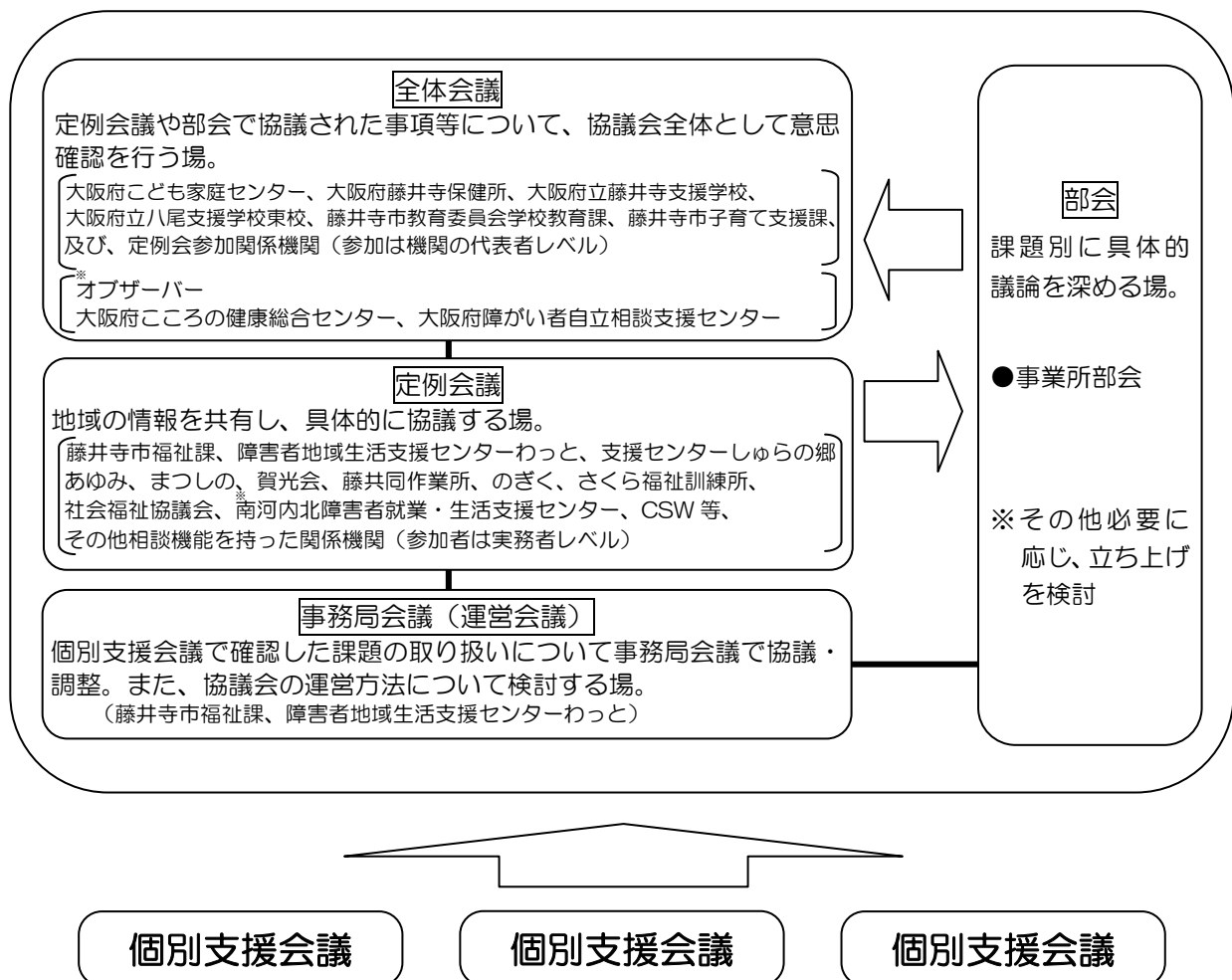
そのため、障害者相談支援事業所等において、障害の状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向など個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源などの情報提供を行うとともに、障害福祉サービス等の支給決定前の段階からケアマネジメントを実施し、サービス等利用計画の作成を進めます。

また、サービス等利用計画の作成に携わる人材の育成と確保に努めます。

③ 藤井寺市障害者地域自立支援協議会の機能の強化

適切な相談支援が行えるよう、藤井寺市障害者地域自立支援協議会において、困難事例や共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築、課題に応じた部会の立ち上げなど、機能強化に努めます。

■ 藤井寺市障害者地域自立支援協議会の組織図



4 人権の尊重と権利擁護体制の充実

① 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の啓発

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の平成24年10月の施行に向けて、市民に対する広報や民生委員・児童委員、地域団体に対する研修会の開催等を通じて、障害のある人の虐待の防止や虐待を発見した時の通報義務等の啓発を図ります。

② 障害者虐待防止センター機能の設置

障害のある人の虐待の防止や虐待を受けた障害のある人の保護等、総合的な対応を行うため、障害者虐待防止センターの機能の設置について検討します。

また、虐待に対応する市の体制の強化に努めます。

③ 障害者虐待防止ネットワークの立ち上げ

障害のある人の虐待防止に向けて、当事者団体をはじめ関係機関や関係団体からなるネットワークを通じて、障害のある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めます。

④ 権利擁護の充実

障害のある人が適切にサービスを利用できるよう、また、判断能力が不十分な人の日常の金銭管理や財産管理などの支援を行い、障害のある人が安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

5 就労支援対策の充実

① 障害者雇用の促進

障害のある人の雇用を促進するため、ハローワークや^{*}藤井寺市地域就労支援センター、^{*}南河内北障害者就業・生活支援センター、支援学校、企業、施設などのネットワークを構築し、福祉施策と^{*}トライアル雇用や^{*}ジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害のある人の雇用を促進する体制の整備を進めます。

また、ハローワーク等と連携し、民間企業や事業主に対し、障害のある人が働きやすい環境づくりに向けた啓発を行っていきます。

② 就労支援者会議の設置

障害のある人の就労先の確保や継続就労の支援を図るため、^{*}ハローワークや^{*}藤井寺市地域就労支援センター、^{*}南河内北障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等が連携し、具体的な施策について検討する場の設置を図ります。

③ 市役所における^{*}インターンシップの実施

支援学校の在校生の就労に伴う実習生や、南河内北障害者就業・生活支援センター等を通じて^{*}一般就労をめざす障害のある人などを対象に、市役所における体験実習の受け入れが可能かどうかの検討を行います。

④ 福祉的就労に関するサービスの充実

一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業などを通じて、福祉的就労への支援を行い、その充実を図ります。

⑤ 総合評価一般競争入札制度の導入の検討

障害のある人の雇用の促進を図るため、市の発注業務に関して、障害のある人の雇用を要件とするなど、総合評価一般競争入札制度についての導入の検討など、庁内のさまざまな部署において、障害のある人の雇用の促進につなげることができないか、行政の福祉化についても検討します。

第6章 計画の推進

1 地域との連携強化

この計画を推進するにあたっては、地域住民をはじめ、サービス提供事業所、ボランティア・NPO、民間企業、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、医療機関や就労機関等の関係機関、当事者団体、地域団体等との連携・協働が必要不可欠です。

そのため、藤井寺市障害者地域自立支援協議会等の機会を通して連携を深めるとともに、地区福祉委員会などの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めます。

2 府・周辺自治体との連携

この計画を推進するにあたっては、サービスの調整や効果的なサービス提供基盤の整備、人材の育成、就労支援など、広域的な対応が必要です。

そのため、障害保健福祉圏域である羽曳野市や松原市との連携を図るとともに、障害福祉サービスにかかわる人材の養成や就労機会の拡充などについても、大阪府との連携を図ります。

3 庁内連携の充実

この計画を推進するにあたっては、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野をはじめ保健・医療、人権、雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要になります。

また、行政の福祉化を推進するためには、全庁的な取り組みが必要になります。

そのため、関係課との連携・調整を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

4 計画の点検・評価

この計画を推進するにあたっては、計画の所管課である福祉課において、進捗状況のとりまとめを行います。

計画期間の各年度におけるサービスの見込量のほか、平成26年度末の目標値として設定した項目について、見込量や目標値の達成状況のとりまとめを行い、藤井寺市障害者地域自立支援協議会において点検・評価を行います。

資料編

1 計画の策定経過

■ 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成23年 9月22日	第1回藤井寺市保健福祉計画推進協議会 障害者部会	【議題】 1. 部会長あいさつ 2. 障害者基本計画について 3. 障害福祉計画について 4. その他 5. 健康福祉部長あいさつ
11月1日～ 11月15日	支援学校調査	藤井寺支援学校及び八尾支援学校に対して、生徒の進路先をはじめ就職や施設利用に際しての関係機関との連携状況等学校生活や卒業後の課題等に関するアンケート調査を実施。
11月9日及び 11月14日	障害者団体ヒアリング調査	藤井寺市身体障害者福祉協議会、藤井寺市心身障害児（者）父母の会、精神障害者まつしの家族会に対して、障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談体制や情報提供等に関する問題点や要望等について調査。
12月1日	第2回藤井寺市保健福祉計画推進協議会 障害者部会	【議題】 1. 部会長あいさつ 2. 議事録の承認について 3. 藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）（骨子案）について 4. 自立支援協議会について
平成24年 1月10日	自立支援協議会への 計画骨子案の提示	藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）（骨子案）について、自立支援協議会に意見聴取。
平成24年 2月7日	第3回藤井寺市保健福祉計画推進協議会 障害者部会	【議題】 1. 部会長あいさつ 2. 議事録の承認について 3. 障害福祉計画について ● 自立支援協議会で出された意見について ● 計画素案について 4. パブリックコメントの実施について
2月13日～ 2月24日	パブリックコメント	藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）（素案）について、広く市民から意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、主要施設に設置。
3月1日	第4回藤井寺市保健福祉計画推進協議会 障害者部会	【議題】 1. 部会長あいさつ 2. 議事録の承認について 3. パブリックコメントの結果について 4. 障害福祉計画案について 5. 健康福祉部長あいさつ

藤井寺市保健福祉計画推進協議会設置要綱

(目 的)

第1条 この協議会は、藤井寺市保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、藤井寺市が実施する保健福祉施策に関する調査研究、意見具申を行い、もって円滑な保健福祉に関する計画の推進を図るものとする。

(組 織)

第2条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

(構 成)

第3条 この協議会は、次に掲げる区分の内から市長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 保健福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健福祉関係機関
- (4) 市民代表

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中において委員の交代があった場合は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第5条 協議会委員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
- (2) 保健福祉施策に関する調査研究
- (3) 施策の実施にあたっての助言
- (4) 計画策定にあたっての市長からの諮問の審議、報告
- (5) その他必要な事項

(運 営)

第6条 協議会の運営は、次のとおりとする。

- (1) この協議会に会長、副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
- (3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- (4) 第1条の目的を達成するため、必要に応じてこの協議会に専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。
 - ①部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務を分掌する。
 - ②部会員は、協議会の会長が指名する。
 - ③部会長は、正副会長が分担し部会を総理する。

(会 議)

第7条 会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

- (1) 協議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (2) 部会は、運営上必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、藤井寺市健康福祉部福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会会長が市と協議のうえ、その都度定める。

附 則

(施行期間)

第1条 この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

(藤井寺市障害者基本計画策定委員会設置要綱等の廃止)

第2条 藤井寺市障害者基本計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

第3条 藤井寺市老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱は、廃止する。

第4条 藤井寺市老人保健福祉計画等推進会議設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年5月1日より施行する。

第2条 第4条の規定にかかわらず、平成13年5月1日に委嘱する委員の任期は平成15年3月31日までとする。

第3条 藤井寺市児童育成計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

藤井寺市保健福祉計画推進協議会障害者部会委員名簿

区 分	氏 名	選出団体
学識経験者	◎安 原 佳 子	桃山学院大学 社会学部社会福祉学科 教授
保 健 福 祉 関 係 団 体 の 代 表 者	平 田 侑 子	藤井寺市身体障害者福祉協議会（会長）
	杉 江 徳 久	藤井寺市心身障害児（者）父母の会（会長）
	大 西 恵津子	精神障害者まつしの家族会
保 健 福 祉 関 係 機 関	大 谷 正 行	藤井寺市社会福祉協議会（会長）
	御 前 哲 雄	藤井寺保健所（所長）
	永 山 春 樹	特定非営利活動法人 藤（理事長）

◎部会長

2 用語の説明

あ行

【一般就労】 8・16・28・31・32・33・53ページ

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型及び福祉工場の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

【医療的ケア】 12ページ

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアとといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管など）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）などが該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等も挙げられます。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師または看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為の実施を認めてきました。平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われました。

【インクルーシブ】 1ページ

包含する、含まれるという意味で、障害の有無にかかわらず、ともに地域の学校、社会に包み込まれ、必要な援助を提供されながら教育を受け、あるいは自立した生活を送ることをいいます。

【インターンシップ】 53ページ

学生が在学中に企業や官公庁などで将来の職業選択に生かすため、就業体験をすること。

【NPO】 54ページ

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

【オブザーバー】 51ページ

会議などで、特別に出席することを許された人で、意見を必要とした時にそれに応えて助言をする役割を担っています。

か行

【ケアマネジメント】 2・22・26・44・51ページ

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程をもっています。

【高次脳機能障害】 6・27ページ

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動などの認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

さ行

【障害者総合福祉法（仮称）】 1・3ページ

国においては、制度上の課題を解決するため、障害者自立支援法に代わり、制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする新たな「障害者総合福祉法（仮称）」の検討を行ってきましたが、平成24年2月29日、民主党厚生労働部門会議は、障害者自立支援法に代わる新たな法律の名称を「障害者総合支援法」とし、難病患者も対象とする新制度案を了承しました。平成25年4月施行をめざすとしています。

【ジョブコーチ】 52ページ

職場適応援助者ともいいます。障害のある人、事業主及び障害のある人の家族に対して、障害のある人の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障害のある人の職場適応を図り、障害のある人の雇用の促進や職業の安定に資することを目的とした制度です。

【スキルアップ】 26ページ

技術や能力を高めることをいいます。

【ソーシャルインクルージョン】50ページ

孤立したり排除される人を生み出す社会側の要因に焦点をおいて、それを社会全体の自覚のもとで改善していき、だれもが存在の価値と役割を持ち得る社会、だれもを包含することができる環境を構築することをめざす考え方をいいます。

た行

【トライアル雇用】52ページ

企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを支援するため、公共職業安定所長がトライアル雇用を実施することが適当であると認めた人を対象にした事業です。その特長としては、次のようなことがあります。

- ①事業主は、原則3か月間の試行雇用を行うことにより、対象となる労働者の適性や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。
- ②事業主は、当該試行運用期間に対応して、対象労働者1人あたり月額4万円（最大12万円）の奨励金を受け取ることができます。一定の要件を満たした場合に限ります。
- ③対象労働者は、実際に働くことを通じて、企業が求める適性や能力・技術を把握することができます。

な行

【日常生活自立支援事業】52ページ

認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19年4月1日よりそれまでの地域福祉権利擁護事業から名称が変更されました。

は行

【発達障害】2・3・6・12・13・27・37ページ

ADD（ADHD）＝注意欠陥障害（注意欠陥・多動性障害）、LD＝学習障害、アスペルガー症候群・高機能自閉症などを発達障害といいます。ADD（ADHD）は不注意と多動（衝動）性の症状が主な発達障害で、LDは読む、話す、書く、聞く、計算するなど正確にできにくいなど、学習能力に問題がある障害です。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的な遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的にしゃべるなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。

平成16年12月10日に公布、平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害の定義として、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障

害、注意欠陥多動性障害の3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害をあげ、発達障害の早期発見や発達障害者に対する早期支援、教育、就労支援について定めるとともに、国や地方公共団体の責務の明確化、情報提供や関係機関との連絡・調整、相談・支援の中心的役割を果たす発達障害者支援などを盛り込んでいます。

【ハローワーク】 26・41・52・53ページ

公共職業安定所の愛称。

【藤井寺市地域就労支援センター】 52・53ページ

市内在住の障害者や母子家庭の母親、中高年齢者など働く意欲がありながら、さまざまな問題を抱えていることで就労ができない方や臨時的な仕事に従事し将来に不安を持っている若者などを対象に、雇用・就労についての相談事業を行う窓口です。相談は、地域就労支援コーディネーターが面接等の方法により、相談者と共に考え、一人ひとりに応じた助言・提案、各就労支援施設の紹介、求人情報の提供を行い、雇用就労に向けて支援します。

ま行

【南河内北障害者就業・生活支援センター】 26・51・52・53ページ

障害者保健福祉圏域3市（藤井寺市、羽曳野市、松原市）に在住で、障害のある人の「働くこと」を支援し、職業生活を「就業面」と「生活面」を一体的に支援する地域に根ざした支援機関です。障害のある人が安心して就業に挑戦でき、事業所も安心して雇用できるように、各関係機関と連携し職業生活環境を整えます。

ら行

【ライフステージ】 50ページ

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

藤井寺市障害福祉計画（第3期計画）

発行 平成24年3月

発行者 藤井寺市 健康福祉部 福祉課

〒583-8583

藤井寺市岡1丁目1番1号

電話（072）939-1111（代表）



この印刷物は、再生紙に植物性大豆油インキで印刷しています。